

(12) 危機管理室

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

危機管理室は、国立大学法人上越教育大学危機管理規則に基づき、次の業務を行う。

- i) 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、必要な措置を講ずる。
- ii) 危機発生時において、原因及び状況の把握・分析並びに当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害及び影響を最小限に抑制する。

イ 組織の構成及び構成員等

危機管理室は、学長が指名した理事、学長が指名した副学長、事務局長、事務局次長、総務課長、附属学校課長、施設課長、教育支援課長、学生支援課長及びその他学長が指名した者で構成し、学長が指名する理事が室長、事務局長が副室長、その他の者が室員として業務を行っている。

② 運営・活動の状況

令和3年1月の大雪への滞欧方策として、「上越教育大学における大雪に対する初期対応」を策定し、深夜の大雪により出勤できない状況を想定したオンライン危機管理室会議を試行した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

「新型コロナウイルス感染症に係る危機管理対策本部会議」を14回開催し、新型コロナウイルス感染症対策を実施した。